

定期報告書

西暦 年 月 日

都道府県知事 殿

経営体ID												
農場ID												
農場名												
農場名 ※訂正欄												
住 所												
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
住 所 ※訂正欄					-							
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
電子メール												
電子メール ※訂正欄												
(電話番号)												※ハイフンなし 左詰めで記入
(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX)												※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入

家畜伝染病予防法第12条の4 第1 項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名												
家畜の所有者の氏名 ※訂正欄												
家畜の所有者の住所	郵便番号					-						
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
家畜の所有者の住所 ※訂正欄	郵便番号					-						
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			

家畜の所有者の連絡先	電子メール																
	電子メール ※訂正欄																
	携帯電話番号															※ハイフンなし左詰めで記入	
	携帯電話番号 ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号)															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号) ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX)															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX) ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
飼養衛生管理者	☐ 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者の場合、チェックを付け飼養衛生管理者の情報は記入は不要																
飼養衛生管理者の氏名																	
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄																	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号					-											
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降								
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号					-											
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降								
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール																
	電子メール ※訂正欄																
	携帯電話番号															※ハイフンなし左詰めで記入	
	携帯電話番号 ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号)															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号) ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX)															※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX) ※訂正欄															※ハイフンなし左詰めで記入	
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号					-											
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降								
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号					-											
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降								

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肉用繁殖牛	成牛（雄）	成牛（雌）	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚
		雄豚	母豚	育成豚		
		頭	頭	頭	頭	頭
	鶏	採卵鶏		肉用鶏		
		成鶏	育成鶏			
		羽	羽	羽		
	馬その他	馬	水牛	鹿	めん羊	山羊
		頭	頭	頭	頭	頭
		いのしし	うずら	あひる	きじ	だちょう
		頭	羽	羽	羽	羽
		ほろほろ鳥	七面鳥			
		羽	羽			
畜舎等の数			畜舎	ふ卵舎		
			舎	舎		

- 注意
- 1

本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。
- 2

家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。

- 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
- 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の 1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の 1－2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が 1 人の場合は別紙の提出は必要ない。
- 5 報告の期日等について
- (1) 報告事項は、その年の 2 月 1 日時点のものとすること。
- (2) 報告書の提出期限は、
イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年 4 月 15 日
ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年 6 月 15 日
- 6 家畜の飼養頭羽数については、その年の 2 月 1 日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満 24 月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 24 月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満 10 日以上で月齢が満 4 月未満のものをいう。
- (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満 24 月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満 9 月以上満 24 月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 9 月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満 4 月未満のものをいう。
- (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満 17 月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満 7 月以上満 17 月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 7 月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満 4 月未満のものをいう。
- (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満 24 月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 24 月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満 4 月未満のものをいう。
- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満 3 月未満のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満 12 月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満 3 月以上満 12 月未満のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満 150 日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満 150 日未満のものをいう。
- 8 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式(1)から(4)までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 6 において、報告事項が同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項に限定されている者(※)は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 9 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- 10 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第 21 の 6 で定める事項については、家畜伝染病予防法第 12 条の 4 の 2 の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
- ※ 家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 6 において、報告事項が同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1 頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6 頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100 羽未満
- (4) だちょうの場合 10 羽未満